

全養協通信

平成21年12月18日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

全養協の動き

1. 厚生労働省に要望書を提出（12月15日）

全養協・宮城大会宣言をふまえ、今後の養育課題についての対応を要望

全養協では、第63回全国児童養護施設長研究協議会（宮城大会）の宣言をふまえ、「社会的養護にある児童の最善の利益を追求するための児童養護施設に関する要望書」をまとめ、12月15日（火）に厚生労働省に提出しました。



伊岐典子 雇用均等・児童家庭局長に要望書を
手渡し、全養協中田浩会長

全養協からは中田浩会長、土田秀行・藤野興一・吉田隆三・山口俊輔副会長、武藤素明制度政策部長が出席、また厚生労働省からは、伊岐典子 雇用均等・児童家庭局長、また同局家庭福祉課から湯村克彦課長補佐、上井正純課長補佐が同席し、社会的養護と児童養護施設をめぐる課題について意見交換を行ないました。

中田浩会長から、現在の児童養護施設をめぐる状況について概況を説明の後、武藤素明制度政策部長から、要望書の内容について具体的に説明しました。

伊岐典子局長からは、全養協の要望の趣旨はよく分かったと述べたうえで、来年度予算編成との関係については、年末ぎりぎりまでの調整の予定で、まだ確たるところが申しあげられないこと、また平成23年度以降の状況では、政府の

経済対策（12月8日「明日の安心と成長のための緊急経済対策」）において、次世代育成支援の新たな枠組みの方向性を平成22年度中に決定するとの方針が示されたもと、社会保障審議会少子化対策特別部会の議論も早めに取り組みつつ、厳しいなかでもメリハリをつけて社会的養護関係予算を獲得していきたいとの話がありました。

要望書及び参考資料については、別添資料をご覧ください。

その他の動き

2. 保育関係3団体、保育所運営費の一般財源化を考える 緊急集会を開催（12月15日）

民間保育所運営費の一般財源化問題については、「全養協通信No.215」で既報のとおり、12月10日、全養協をはじめ社会的養護関係団体（全養協・全母協・全乳協・全国里親会）が協働して、福島みずほ少子化相に緊急要望を行なったところです。

しかし、本件が引き続き厳しい状況にあることを受け、12月15日（火）に保育三団体主催（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会、）による「保育があぶない！子どもは国のたから!!～保育所運営費の一般財源化を考える緊急集会～」が衆議院第二議員会館にて開催されました。当日は400名を超える参加者が詰めかけ、子どもの育ちを守るために、保育所運営費の一般財源化を何としても阻止するべきとの発言が相次ぎました。

緊急集会には、福島みずほ少子化担当大臣や、山井和則厚生労働大臣政務官など、衆参議員約20名が参加、福島大臣からは「今週中が山場である。子ども手当と保育所運営費の確保についてはバーターにする問題ではなく、子どもを大事にする政権を謳っているからには保育所と学童保育の整備こそ進めていかなければいけない。子どもを守るために頑張るので応援をよろしく」とのあいさつがありました。

最後に、参加者一同による「保育所運営費の一般財源化についての緊急アピール」を採択しました。



あいさつで状況を説明する福島みずほ少子化相

「保育所運営費の一般財源化」についての緊急アピール

今般議論されている「保育所運営費の一般財源化」は、国の財政面の議論が優先し、子どもの育ちを保障するための議論としては、拙速に過ぎる感が否めません。財政的に疲弊した多くの地方自治体は、一般財源化された予算を子育てのために支出するとは限らず、子育て環境の低下に直結します。

“チルドレン・ファースト”は、全国どこで生まれ育っても、子どもたちが健やかに成長することを保障する社会の責任であり、国が保障すべきナショナル・ミニマムです。児童福祉法第二条に明記された国及び地方自治体の責任を果たすためには、子ども手当に加え、生活支援施策の保育制度の質と量の拡充が必要不可欠です。

私たちは、子どもたちの健やかな成長を図るために、国や地方自治体のしっかりとしたシステム、保障のもとで、保育者と保護者が安心して保育できる子育て環境の整備を強く求めます。

一、「保育所の一般財源化」は地域間の格差を広げます。この国の子どもの育ちを守るために、国として子どもの育ちを保障してください。

平成21年12月15日

緊急集会参加者一同

民間保育所運営費の地方への移譲は、児童入所施設措置費にも波及の懸念があります。仮に移譲されれば、社会的養護にかかわる国の財源関与がなくなるため、現在でも大きくなっている都道府県の社会的養護施策の格差がさらに広がることになります。

各地域におかれても、保育関係組織、児童福祉施設関係協議会と連携し、最低基準の地方自治体への移譲の問題とあわせて、民間保育所運営費の一般財源化を阻止すべく、各方面への働きかけをお願いいたします。

そのほかの動き

3. 政府「地域主権戦略会議」初会合、決定事項を閣議決定 ～地方分権改革推進委員会勧告を推進、最低基準の動向についても注視が必要～

◆地方分権改革推進委員会第3次勧告の「福祉施設最低基準の廃止・見直し」を、追認する形で閣議決定（12月15日）

政府は、11月に閣議決定した「地域主権戦略会議」の初会合を、12月14日（月）に開催しました。本会議は、地方分権改革推進委員会の勧告をふまえた施策を実施するために設置したものです。初会合では、分権改革の今後の進め方をまとめる工程表案と、国が地方自治体の業務を法令で規制する「義務付け・枠付け」の見直しについてまとめた「地方分権改革推進計画案」について協議・了承しました。また、翌日12月15日（火）には、地域主権戦略会議の「地方分権改革推進計画案」を閣議決定しました。

閣議決定された「地方分権改革推進計画」（児童養護施設関係部分の抜粋）

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉法45条2項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市、中核市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る）及び児童相談所設置市）に委任する。
- 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は「参酌すべき基準」とする。ただし保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は「標準」とする。

また、障害児・障害者施設、老人福祉施設等も、例外を除き原則として地方に委任することになります。あわせて児童自立支援施設の職員についても、都道府県職員をあてるとしてきた規定（施行令36条5項）を廃止し、民間への委託を認めます。

◆ 来年の通常国会で、「地域主権推進一括法」として提出予定

今回の閣議決定の内容は、11月4日に厚生労働省が示した「地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針について」とほぼ同様ですが、今後の地方分権改革の動向いかんでは、地方分権改革を担当する内閣府が求める『人員配置は、合理的な理由がある地域だけ、自治体が決められるようにせよ。他は面積を含め（人権に直結する基準・保育指針、調理室）、すべて委任せよ』との内容があらためて議論となる可能性もあり、引き続き注視が必要です。

お知らせ

4. 「全国児童養護施設中堅職員研修会」を開催します

（平成22年2月4日～6日）

全養協では、全国児童養護施設中堅職員研修会を標記日程で開催します。本「全養協通信」とあわせて、「開催要綱・参加申込書」をお送りしております。

昨年に引き続き、研修ではコーディネーターとして児童養護施設の現職職員を迎え、より実践的なプログラムでスーパービジョンの実際を学びます。児童養護施設の中堅職員がどのような役割を意識し、日々の実践につなげていくべきかを、具体的かつ体験的に学ぶことができます。また、「国立オリンピック記念青少年総合センター」（東京都渋谷区）を会場に、充実した研修環境で学んでいただくことができます。

全養協ホームページにも研修会開催要綱・申込書を掲載していますので、ぜひ参加をご検討ください。

5. 「ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催します

(平成 22 年 1 月 21 日～22 日)

全社協では、児童養護施設等で家庭支援にかかわる職員を対象に、ファミリーソーシャルワーク研修会を開催します。本「全養協通信」とあわせて、「開催要綱・参加申込書」をお送りしております。

ファミリーソーシャルワーカーをめぐる現状と課題、実践現場からの子ども・家庭にかかわる課題提起をふまえ、総括講義と演習を中心とした分科会で、ファミリーソーシャルワークの支援の実際を学びます。

全養協ホームページにも研修会開催要綱・申込書を掲載しています。上記「中堅職員研修会」とあわせて、ぜひ参加をご検討ください。

平成 21 年 12 月 15 日

厚生労働大臣 長妻 昭 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会
会 長 中 田 浩



社会的養護にある児童の最善の利益を追求するための 児童養護施設に関する要望書

1. 国と地方自治体の責任による、児童福祉施設最低基準および措置制度の堅持を求めます。

地方分権改革推進委員会第3次勧告では、児童福祉法に定める児童福祉施設の設備・運営基準の廃止、または地方自治体への条例委任が勧告されています。これは保育所のみならず、社会的養護を含めたすべての児童福祉施設の基準が事実上撤廃されることになりかねません。

子どもがどこに生まれても、健やかに育つ環境はひとしく保障されなければなりません。ナショナルミニマムとしての児童福祉施設最低基準、及び被虐待児やDV被害の母子を守るための措置制度は堅持すべきです。

むしろ、厳しい状況にある社会的養護体制は、子どもの最善の利益を追求するために、市場化や契約ではなく、国と地方自治体の責任においてさらなる拡充が必要です。

2. 少子化・次世代育成支援施策として、児童養護施設等の社会的養護体制の施策制度の拡充をはかってください。

社会的養護のもとにある子どもは4万7千人を超え、さらに潜在的に課題のある子どもたちが地域社会には増えており、少子化・次世代育成支援施策の重要な課題です。

貧困や増え続ける児童虐待等、緊急的に社会的養護を必要とする子どもたちの養育と自立を育み、負の世代間連鎖を断ち切るためにも、児童養護施設等の社会的養護体制整備は喫緊の課題です。

現在、厚生労働省は社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、施設機能の見直し・職員配置基準のあり方等を検討しています。戦後まもなく、戦災児童の保護収容体制として定めた職員配置基準や施設設備基準等の抜本的な改善を、少子化・次世代育成支援施策の一環として、緊急に実現をはかる必要があります。

3. 子ども一人ひとりに向きあうため、児童養護施設の養育（生活）単位の小規模化を、より積極的に進めてください。

児童養護施設入所児童の6割が被虐待を理由に入所し、また入所児童の2割以上に障害がある現状から、子どもの発達にそくした個別的な養育と質の向上が必要です。

とくに、現在7割が大舎制となっている児童養護施設は、養育（生活）単位を小規模化するための整備と職員配置の充実が必要であり、これらにかかる積極的な財源投入を求めます。

4. 児童養護施設で生活する児童の養育の質的向上を図るために、諸施策の充実について要望します。

全国児童養護施設協議会では、下記項目を平成22年度国家予算要望として要望しています。

- (1) 養育（生活）単位の小規模化施策の拡充
- (2) 職員配置基準の改善、被虐待児や発達障害児への個別的な援助、心理的ケアの充実、保護者支援策の充実
- (3) 居住環境、生活・養育環境の整備
- (4) 職員の資質向上のための研修等の強化
- (5) 児童の退所後(大学等進学、就職時)の自立支援策の充実
- (6) 地域の子育て支援への取り組み策の充実

児童養護施設等で暮らす子どもたちの養育の質の向上のため、上記要望について施策実現を求めます。

社会的養護と児童養護施設の状況（概要）

・資料1 第63回全国児童養護施設長研究協議会 宮城大会 宣言

・資料2 児童虐待は、地域社会に潜在する課題です

社会や家族の変容とともに、緊急的に社会的養護を必要とする子どもは増加しています

・資料3 社会的養護と児童養護施設の状況

児童養護施設には、3万1千人以上の子どもが生活しています

・資料4 児童養護施設で生活する子どもの6割は、虐待を受けた経験があります

子どもの受けた傷を受けとめ、育むための養育が必要です

・資料5 児童養護施設で生活する子どもの2割は、さまざまな障害があります

子ども一人ひとりの発達にあわせた、個別的な養育が必要です

・資料6 生活と養育単位の小規模化を進めることが必要です

さらなる国や地方自治体の判断と財政投入が求められます

・資料7 高校卒業後の自立に向けた支援（進学・就職）が、大きな課題です

第六十三回全国児童養護施設長研究協議会 宮城大会 宣言

子どもの権利条約の四週採択から二十年となり、激しく激しく揺れ動く内外情勢を踏まえ、私たちは「第六十三回全国児童養護施設長研究協議会 宮城大会」において、児童養護施設関係者の意のもとに、子どもを守り育むための決意を行い、その実現を広く社会へ訴えます。

一、未来を担う子どもたちを主体に、少子化・次世代育成支援政策の確立をはかります

少子化にあって、社会全体で生まれてくるかけがえのない子どもたちの命を守り、豊かに育てるための少子化・次世代育成支援政策を国の最重要施策として確立させ、大切な子育て文化を次の世代につたえていくことが喫緊の課題であります。未来を担う子どもを主体に、国が財源を投入し、その実現をはかるよう働きかけます。とくに、子どもの貧困、児童虐待などの社会問題は、世代間の連鎖をもたらすとされ、こうした負の連鎖を断ち切るためにも、社会的養護にある子どもたちにより手厚い養育と自立支援が必要不可欠です。

一、緊急を要する児童養護施設など社会的養護体制の施設制度の抜本的な拡充をはかります

「社会的養護」にある子どもたちは四万七千人を超え、さらにそれを超える潜在的な存在が地域社会にあります。社会と家族の変容とともに、緊急的に社会的養護を必要とする子どもたちを受けとめて養育を担う児童養護施設はますます厳しい実態にあり、状況は深刻化を呈しています。とくに、子ども一人ひとりに向き合って養育を進めていく必要があります。そのためには、戦後まもなく保護収容体制として定めた職員配置や施設設置基準などを、今日的な社会的養護の理念のもとに、養育の質の向上と機能を高めるよう制度改革を緊急に実現することが必要です。

一、児童養護施設の生活と養育単位の小規模化、および施設最低基準の抜本的な改善をはかります

入所している六割の子どもが被虐待、障害のある子どもが一割以上との状況に、子どもの発達にそくした個別的な養育の質の向上が必要です。とくに生活環境と養育単位の小規模化を、社会的養護体制の優先課題として実現しなければなりません。現状、児童養護施設の七割ほどが大舎制施設です。さらなる国や地方公共団体の積極的な判断と財源投入を働きかけるとともに、児童養護施設関係者自身がその実現に取り組みます。そのためには、子どもを豊かに育み、日々の生活のいとなみに相応しい児童福祉施設等の質的量的な基盤整備が不可欠です。とりわけ、子ども一人あたり二・三㎡の居住面積、子ども六人に対する職員一人の職員配置（一日二十四時間、三百六十五日の対応）など、児童福祉施設最低基準の抜本的改善を緊急に実現するよう取り組みます。

一、国と地方公共団体の責任による児童福祉施設最低基準、措置制度の堅持を求めます

地方分権の動きにおいて逼迫する地方財政にゆだねることなく、どこに生まれても子どもの育つ環境を確保するためには、ナショナルミニマムとして児童福祉最低基準、被虐待児やDV被害の母子などの措置制度は堅持すべきです。児童福祉の市場化や契約はなじまないものと反対します。社会的養護体制を子どもの最善の利益を追求するものとして国の財源投入を求め、さらなる改革を緊急に働きかけます。

一、引き続き社会から負託された子どもたちの権利擁護と自らの自己改革に努めます

私たちは引き続き、施設内での子どもの権利侵害防止の取り組みを強化し、全組織をあげて自己改革に努めるとともに、子どもたちの権利擁護をはかります。また、地方公共団体の「次世代育成支援関係行動計画」策定と実施に向けて主体的に関わり、「要保護児童対策地域協議会」への積極的関与に努め、未来ある子どもたちのために、より一層の福祉の増進のために努力を続けます。

平成二十二年十月二十日

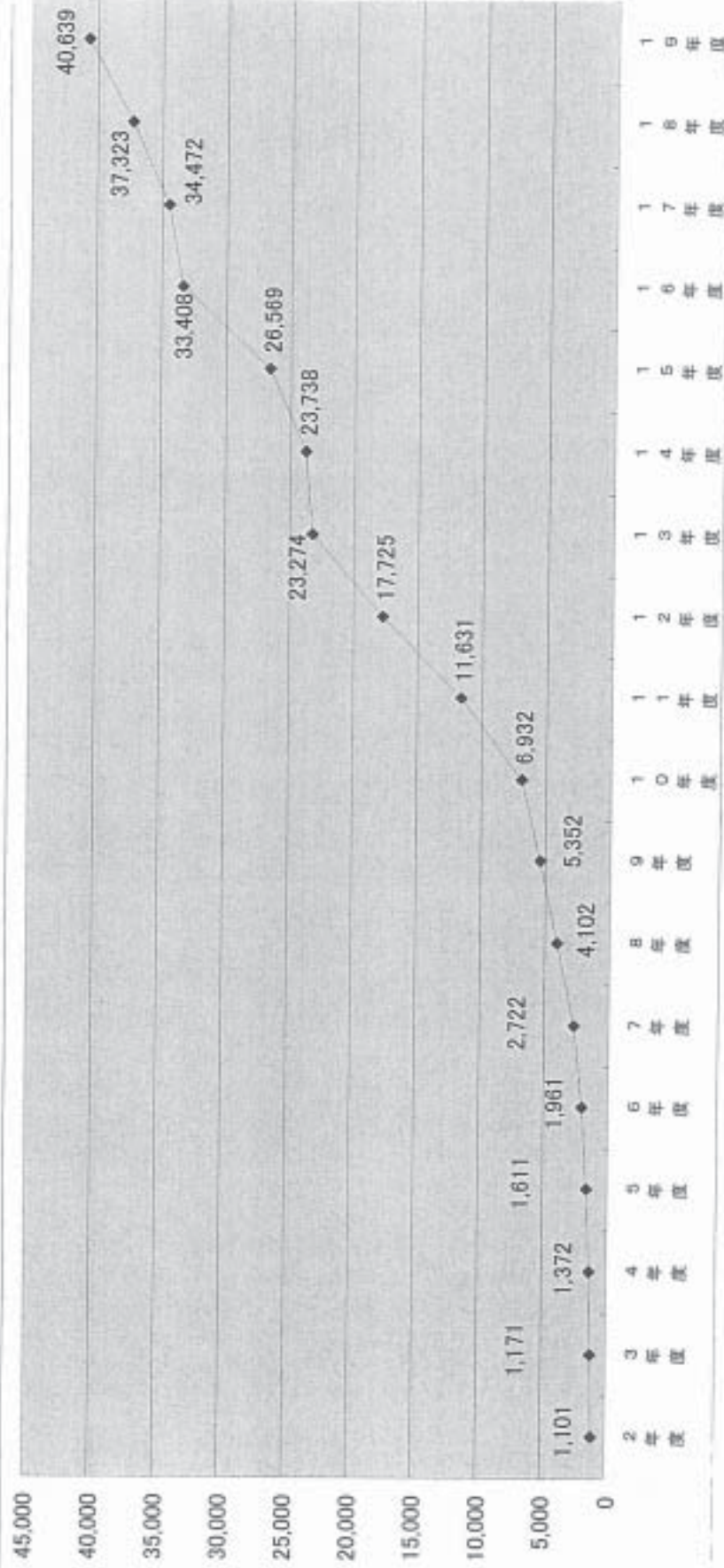
全国児童養護施設協議会

児童虐待は、地域社会に潜在する課題です

社会や家族の変容とともに、緊急的に社会的養護を必要とする子どもは増加しています

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、平成19年度においては、統計を取り始めた平成2年度の36.9倍、児童虐待防止法施行前である平成11年度の3.5倍に増加。

(件数)



資料：厚生労働省

社会的養護と児童養護施設の状況

児童養護施設には、3万1千人以上の子どもが生活しています

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	委託里親家庭数	委託児童数
		2,626世帯	3,611人

資料：児童養護施設等調査〔平成20年2月1日現在〕

対象児童	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）	保護者のない児童、虐待されている児童その他の環境上養護を要する児童（安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	119か所	565か所	28か所	58か所	273か所	51か所
児童現員	3,299人	31,593人	1,104人	1,995人	4,056世帯 6,552人	230人

小規模グループケア

446カ所

地域小規模児童養護施設

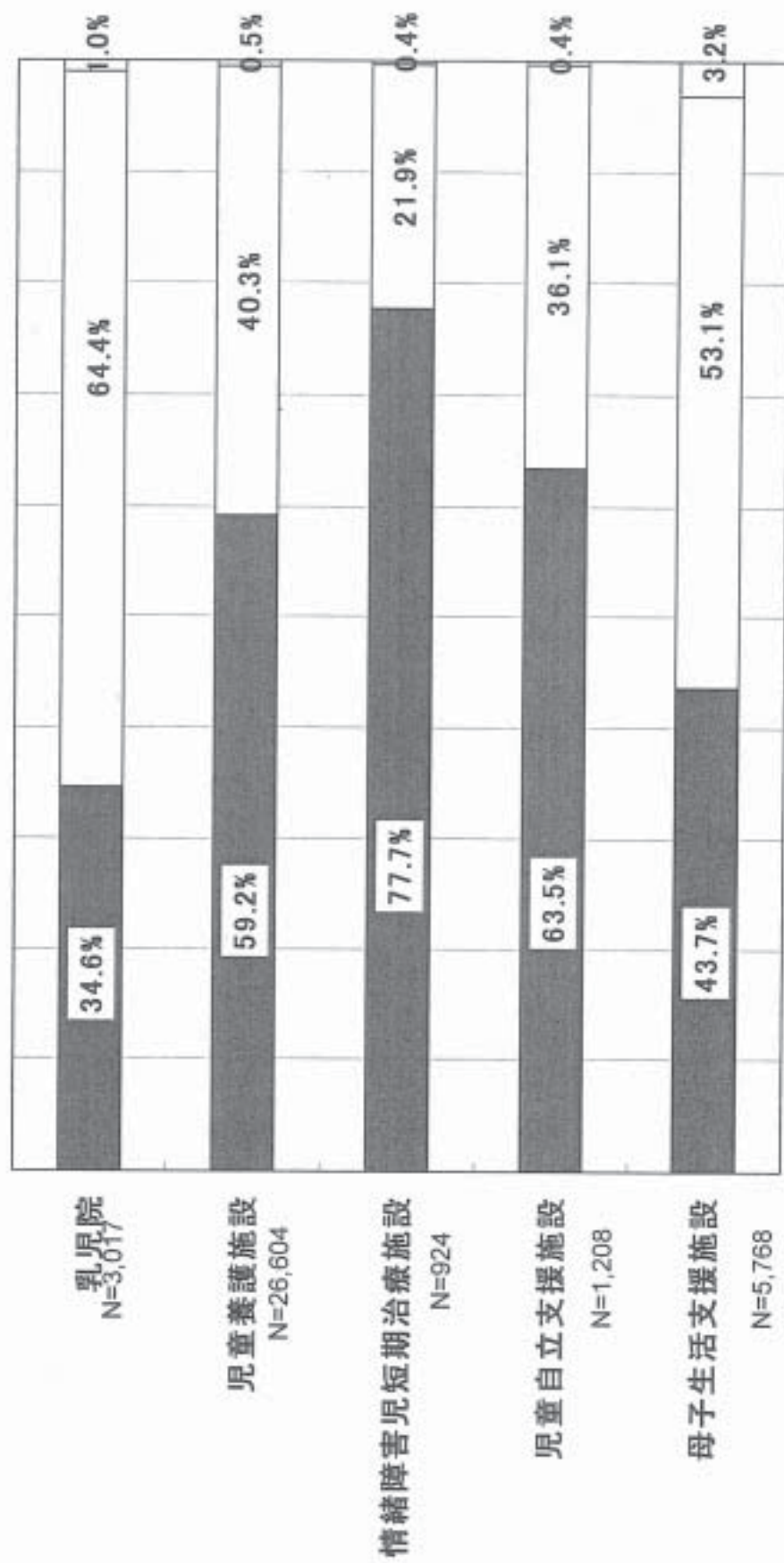
171カ所

資料：児童養護施設等調査〔平成20年2月1日現在〕
 「自立援助ホーム」は連絡協議会調〔平成20年12月1日現在〕
 （12月1日現在協議会に加入しているホームについて）

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調〔平成20年度〕

児童養護施設で生活する子どもの6割は、虐待を受けた経験があります

子どもの受けた傷をうけとめ、育むための養育が必要です

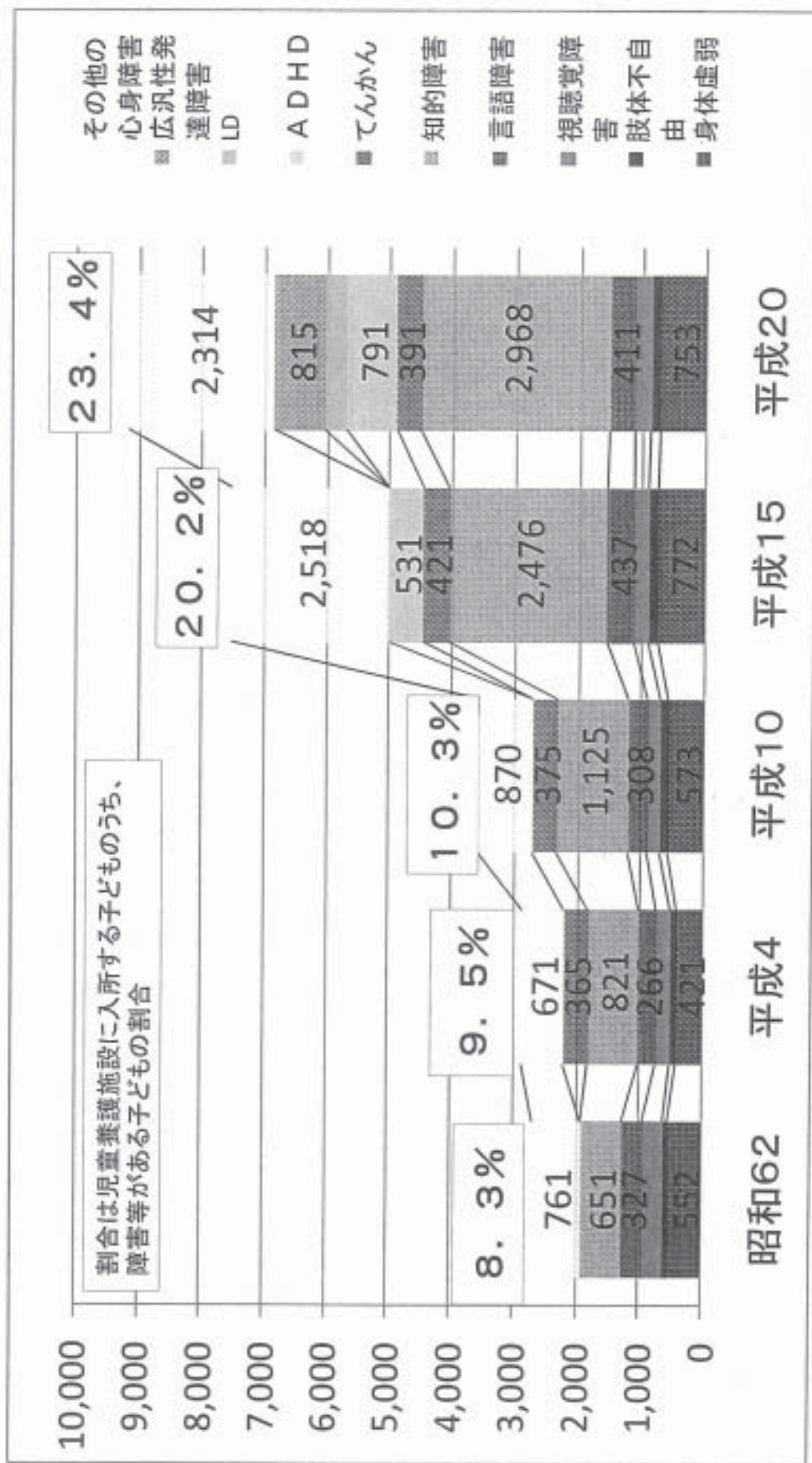


■ 有り □ 無し □ 無回答

資料:厚生労働省・平成19年度社会的養護施設に関する実態調査[平成20年3月1日現在]

児童養護施設で生活する子どもの2割は、さまざまな障害があります

子ども一人ひとりの発達にあわせた、個別的な養育が必要です



資料:厚生労働省・児童養護施設入所児童等調査(ADHDについては、平成15年より、広汎性発達障害およびLDについては、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある)

生活と養育単位の小規模化を進めることが必要です さらなる国や地方自治体の判断と財源投入が求められます

○小規模化の実施率の状況（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）

都道府県・市	施設数	小規模グループケア		地域小規模児童養護施設	
		実施施設数	実施率	実施施設数	実施率
北海道	10	8	44.4%	9	50.0%
青森県	6	5	83.3%	1	16.7%
岩手県	6	5	83.3%	3	50.0%
宮城県	1	1	100.0%	1	100.0%
秋田県	4	2	50.0%		0.0%
山形県	5	3	60.0%		0.0%
福島県	8	6	75.0%	3	37.5%
茨城県	15	6	40.0%	3	20.0%
栃木県	10	7	70.0%	4	40.0%
群馬県	6	6	100.0%	4	66.7%
埼玉県	19	17	89.5%	9	47.4%
千葉県	15	8	40.0%	3	20.0%
東京都	52	44	84.6%	33	63.5%
神奈川県	15	11	73.3%	4	26.7%
新潟県	4	1	25.0%	1	25.0%
富山県	3	2	66.7%		0.0%
石川県	4	1	25.0%		0.0%
福井県	5		0.0%	1	20.0%
山梨県	6	4	66.7%	1	16.7%
長野県	16	13	81.3%	1	6.3%
岐阜県	10	8	80.0%	3	30.0%
静岡県	9	7	77.8%	2	22.2%
愛知県	17	4	23.5%	5	29.4%
三重県	11	6	54.5%	3	27.3%
滋賀県	4	4	100.0%	2	50.0%
京都府	6	5	83.3%		0.0%
大阪府	22	12	54.5%	5	22.7%
兵庫県	15	7	46.7%	1	6.7%
奈良県	6	3	50.0%	1	16.7%
和歌山県	7		0.0%	1	14.3%
鳥取県	5	4	80.0%		0.0%
島根県	3	3	100.0%		0.0%
岡山県	12	7	58.3%	2	16.7%
広島県	8	1	12.5%	3	37.5%
山口県	10	6	60.0%	1	10.0%

都道府県・市	施設数	小規模グループケア		地域小規模児童養護施設	
		実施施設数	実施率	実施施設数	実施率
徳島県	7	2	28.6%		0.0%
香川県	3	1	33.3%		0.0%
愛媛県	10	5	50.0%	1	10.0%
高知県	8	6	75.0%	1	12.5%
福岡県	11	8	72.7%	2	18.2%
佐賀県	8	4	50.0%		0.0%
長崎県	11	5	45.5%	1	9.1%
熊本県	12	8	66.7%	3	25.0%
大分県	9	7	77.8%	1	11.1%
宮崎県	9	3	33.3%	2	22.2%
鹿児島県	14	6	42.9%	1	7.1%
沖縄県	8	1	12.5%	2	25.0%
札幌市	5	3	60.0%		0.0%
仙台市	4	1	25.0%	1	25.0%
さいたま市	2		0.0%		0.0%
千葉市	2	1	50.0%	1	50.0%
横浜市	7	5	71.4%	1	14.3%
川崎市	2		0.0%	2	100.0%
新潟市	1	1	100.0%		0.0%
静岡市	1		0.0%	1	100.0%
浜松市	3	3	100.0%		0.0%
名古屋市	18	7	38.9%	5	27.8%
京都市	7	5	71.4%	2	28.6%
大阪市	10	5	50.0%	2	20.0%
堺市	4	1	25.0%	1	25.0%
神戸市	14	8	57.1%		0.0%
広島市	3	2	66.7%	1	33.3%
北九州市	6	5	83.3%		0.0%
福岡市	3	3	100.0%	2	66.7%
横須賀市	1	1	100.0%		0.0%
金沢市	4	3	75.0%		0.0%
合計	568	336	59.2%	143	25.2%

高校卒業後の自立にむけた支援(進学・就職)が、大きな課題です マイナズからの出発とならないための経済的支援と、退所後の継続的な関係づくりが求められています

○諸制度・支援の拡充により、現在、児童養護施設入所児童の多くは、中学校卒業後、高等学校に進学します

児童養護施設入所児童の、中卒後の高校等への進学率 93.7% (平成20年5月1日現在) ※ 進学先には、専修学校、職業訓練校を含む。

○しかし、児童養護施設入所児童の高等学校等卒業後の進学率(大学、短大、専門学校等)は、全国平均と比べて低く、進学に向けた経済的支援が課題です

区分	高等学校等 卒業生	大学等へ 進学	進学していない	
			就職した	その他
平成19年度	1,393人 100.0%	265人 19.0%	1,022人 73.4%	106人 7.6%

注1)「高等学校等卒業生」とは、平成19年度に高等学校等を卒業した児童をいう。

注2)「大学等へ進学」とは、平成20年5月1日現在、大学等へ進学した児童数。

注3)「進学していない」とは、平成20年5月1日現在、大学等へ進学していない児童数。

注4)「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校4年、学校教育法に基づく専修学校(第82条の2)及び各種学校(第83条)、職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設をいう。

注5)「その他」とは、進学・就職ともしない児童及び状況不明を含む。

[資料:厚生労働省(家庭福祉課)調べ]

<参考> 全国の高卒者の大学等進学率 68.1% (平成20年5月1日現在。平成20年度学校基本調査) ※ 大学等には、専修学校も含む。

○また、高等学校等卒業後の児童養護施設入所児童の進路に関する調査(児童養護施設のうち約60%が回答)では、高卒後児童の離職状況が高くなっており、就職の資格取得支援や、退所後のアフターケアも課題です

平成16年度に卒業した高卒児童(840人)のうち、就職した児童 (全国の高卒後就職児童の割合)	631人 (75.1%) (17.4%)
高卒後就職した児童(75.1%)のうち、平成17年度中転職した者 (全国の高卒離職率(平成17年度中離職))	198人 (31.4%) (24.9%)

[資料:全国児童養護施設協議会・児童養護施設入所児童の進路に関する調査]